

委員会提案



*Walkable City*  
*Minakama*

# 条例案等の概要

(美濃加茂市議会第1回定例会資料)

令和6年3月21日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 4 6 号	美濃加茂市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について	1
議第 4 7 号	美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について	2
議第 4 8 号	美濃加茂市議会会議規則の一部を改正する規則について	3

**〔議第46号〕**

**美濃加茂市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について**

**【議案書（議会提案）：1頁】**

**◎ 制定の趣旨**

地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正され、議員に係る請負に関する規制の緩和がなされたことに伴い、議員個人による請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的に、条例を制定するものです。

**◎ 条例の概要**

第1条 この条例の目的を規定します。

第2条 報告の事項等を規定します。

第3条 報告の一覧の作成及び公表について規定します。

第4条 報告等の保存及び閲覧等について規定します。

第5条 委任について規定します。

**◎ 施行期日（附則）**

この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものです。

**〔議第47号〕**

**美濃加茂市議会議員会委員会条例の一部を改正する条例について**

**【議案書（議会提案）：3頁】**

**◎ 改正の概要**

令和5年12月に美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例についてが議決され、令和6年4月1日から都市政策部が建設水道部に統合されることに伴い、企画建設常任委員会の所管の「都市政策部の所管に属する事項」を削ります。また、字句等を整理するものです。

**◎ 改正の主な内容**

- 第2条 企画建設常任委員会の所管から都市政策部を削ります。
- 第21条、第22条、第24条、第25条及び第28条の字句等を整理します。

**◎ 施行期日（附則）**

この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

**〔議第48号〕**

**美濃加茂市議会会議規則の一部を改正する規則について**

**【議案書（委員会提案）：5頁】**

**◎ 改正の概要**

現在の社会情勢等に照らし改正が適当と判断された事項を修正します。また、字句等を整理するものです。

**◎ 改正の主な内容**

○ 会議時間（第9条）

第2項中「議会に宣告することにより」を追加し、第3項に会議時間以外の会議時間の変更の規定を追加します。

○ （第19条、第98条及び第137条関係）

承認を許可に改めます。

○ 答弁書の配布（第123条）

朗読を配布に改めます。

○ 請願の審査報告（第141条）

第1項中「意見を付け」を削り、第2項に必要があるときに意見を付けることができる規定を追加します。

○ 携帯品（第150条）

「外とう、えり巻、つえ、かさ」から「コート、マフラー、傘」に改めます。また、「議長の許可を得たときは」から「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改めます。

○ 代理弁明（第159条の2）

代理弁明の規定を追加します。

○ 字句等を整理します。

**◎ 施行期日（附則）**

この規則は、公布の日から施行するものです。